4 計画の位置づけと性格

本計画は、教育基本法第 17 条第2項に基づく「当該地方公共団体における教育の振興の ための施策に関する基本的な計画」です。

(1) 芦屋市総合計画との関連

本市では、少子高齢化や人口減少が進む中でも、市民みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指しています。

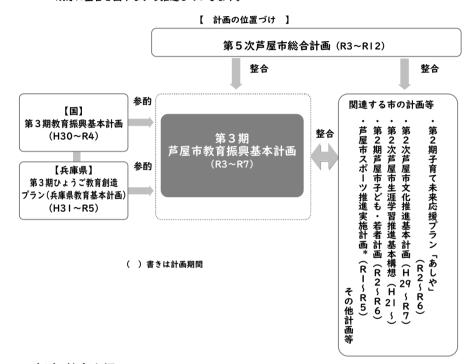
市の最上位計画である第5次芦屋市総合計画(令和3年度策定予定)では、将来像として「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を掲げ、「ASHIYA SMILE BASE」とコンパクトに表現することで、市民と職員が総合計画をわが事として関わり将来像を実現していくことを目指し、「未来の創造」を基本方針として、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材を育て、「人のつながり」、「暮らしやすさ」、「資源」の3つの視点を踏まえて持続可能なまちづくりを進めていくこととしています。

その中で、将来像の実現に向けた「子育で・教育分野」における施策目標として「未来への道を切り拓く力が育っている」、「生涯を通じた学びの文化が醸成されている」を掲げており、教育・学術及び文化の推進に関する施策を達成するため、本計画により総合的かつ体系的に推進していきます。

【資料1】 令和3年3月25日 総合教育会議

(2)他計画との関係

本計画の策定にあたっては、総合計画のほか、関連する課題別計画との整合性を図り策定しています。特に、「第2期芦屋市子ども・若者計画」、「第2期子育て未来応援プラン「あしや」」の内容については対象年齢や施策の関連上、本計画と密接な関係があることから、双方に整合を図りながら推進していきます。



(3)教育大綱

平成 27 年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携強化などに資するため、すべての地方公共団体において総合教育会議を設置すること、また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を地方公共団体の長が定めることなどが規定されました。

本市において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 | 条の3第 | 項に規定されている教育大綱は、市長と教育委員会で構成する総合教育会議の中で、第 3 期教育振興基本計画で掲げる教育の目標や方針と一致するものであると合意形成が図られたため、本計画をもって「芦屋市教育大綱」として位置付けます。